

吹田市職員情報機器作業従事者健康診断委託業務 仕様書

1 件名

令和8年度吹田市職員情報機器作業従事者健康診断委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 健診業者の条件

入札に参加する健診業者は以下の条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当もしくはそれに準ずる者でないこと。
- (2) 医療法、医師法、労働安全衛生法等健診業者として求められる各種法令および企業の社会的責任として労働基準法等を遵守していること。業務にあたり必要な手続きを行うこと。
- (3) 「市民税」、「固定資産税(償却及び土地家屋)」、「法人税・消費税」および「所得税・消費税」に未納がないこと。
- (4) 契約する会社名が医療機関として保健所に登録されており、巡回健診の開設届を提出していること。
- (5) 他機関と再委託・提携することなく当健診を実施可能であること。
- (6) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。(大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものでないこと。)
- (7) 健診にあたるスタッフ、及び使用する機器材について精度管理体制の整備を行っていること。
- (8) 健康診断等の実施に際して、この仕様書に記載された実施方法及び以下の特記事項を厳守すること。
 - ア 本業務を行うにあたり、産業保健及び、人間工学に精通した医師等を配置すること。
 - イ 必要に応じて、健康診断により発見された健康阻害要因を詳細に分析できること。また、吹田市に対して、情報機器作業従事者への保健指導方法や作業方法、職場環境の改善方法について助言ができること。
 - ウ 吹田市情報機器作業における労働衛生管理基準、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(厚生労働省)、ノートパソコン利用の人間工学ガイドライン(日本人間工学会)の見解にならう形で業務を行うこと。
 - エ 本業務の専任事務担当者を1名、現場専任スタッフを健診期間を通して同一人物で1名以上確保すること。事前に、吹田市担当者と実施方法について詳細に協議し、必要な指示を受けること。複数の検査を臨機応変に実施することができる、健診スタッフを全日配置すること。
 - オ 医師及び医師の指示のもと技師・看護師が実施すべき検査は、必ず有資格者が実施すること。健診当日は、名札を着用のこと。
 - カ 事務担当者及び健康診断スタッフが著しく不相当と判断される場合には、吹田市は受注者に対してその者の変更を求めることができること。また、過去に実施した吹田市の健診において、受診者から苦情等を受けたスタッフは出務させないこととする。
 - キ 健診会場の準備・後片付けは受注者が全て行い、健康診断実施後は吹田市担当者の指示に従い、すみやかに原状復帰し、できるだけ早く会場から撤収すること。会場の内装、備品等を破損しないこと。椅子・机以外の必要機材は全て持参すること。健診に伴う廃棄物の処理については、受注者で持ち帰り、産業廃棄物として処分すること。
 - ク スタッフは受付開始の30分前には会場に到着し、開始10分前には準備を終了しておくこと。医師は受付開始の10分前には到着しておくこと。開始時間前であっても健診を開始することがで

きること。

- ケ 業務・結果等で吹田市からの指摘事項があれば必ず従うこと。吹田市から質問事項があれば1週間以内に調査を行い、文書による回答を行うこと。
 - コ 受診票の打ち出し、健康診断結果は全てコンピューター処理であること。業務に適した機器・体制に更新するとともに、個人情報の保護に努めること。メールによる打ち合わせが可能であること。
 - サ 所属名等は組織改正等により変更があれば対応すること。
 - シ 業務が原因となって事故が発生した場合は内部医師による診察ではなく、本人の希望する第三者医療機関による診療で対応すること。また、その費用を全額負担すること。
 - ス 健康診断の結果で緊急を要する場合は、2日以内に連絡が可能であること。
 - セ 全ての検査における判定及び診断については、常勤医師によるものとする。また、最終的な判断については吹田市の産業医の指示に従うこと。
 - ソ 結果は、特に指示がない場合は、必ず実施日から3週間以内に納品すること。また、過去1年以上の結果を記載できること。
 - タ 委託業務上知り得た内容の一切を業務期間中はもとより、終了後においてもこれらを第三者に漏らさないこと。また、提供された資料等を善良な管理者の注意を持って管理及び保管し、業務以外の用途に使用しないこと。契約の有無に関わらず健康診断結果等は5年間保管し、吹田市の求めに応じ提供すること。吹田市情報セキュリティポリシー各条項を遵守すること。
 - チ 健診会場では常に受診者に対して気を配るとともに、丁寧に対応すること。
 - ツ 健康診断等の実施に際して、受診者に対する感染症等への予防措置を十分に行うこと。
- (9) 健診業者として常に関係情報を把握し、吹田市担当者に適切に説明を行うこと。

4 健康診断の実施方法について

吹田市情報機器作業における労働衛生管理基準に従い区分された作業区分の作業従事者に、一次健診を行い、さらに必要な者には二次健診を行う。作業区分については、別紙1の「情報機器作業の作業区分表」を参照すること。

(1) 日程・会場

ア 日程

(ア) 一次健診：6月～7月(書類による健診)

(イ) 二次健診：9月24日(木)、25日(金)、10月6日(火)、7日(水)、8日(木)の5日間

※日程については、状況により延期する場合がある。

イ 会場

(ア) 一次健診：委託健診機関(書類による健診)

(イ) 二次健診：吹田市役所 本庁内

(2) 対象者

ア 一次健診：1日の情報機器作業時間がおおむね1時間を超える者(会計年度任用職員等を含む)
受診者：2,479人(令和7年度実績)※水道部133人

イ 二次健診：一次健診の結果、二次健診が必要と判定された者
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられる者
受診者：193人(令和7年度実績)※水道部6人

(3) 健康診断の流れ

ア 一次健診

吹田市担当者が回収した対象者の調査票(別紙2参照。業務歴、既往歴、自覚症状を含む。)の結果をもとに、医師が判定を行い、二次健診対象者の抽出をする。

イ 二次健診(別紙 3 二次健診項目参照)

問診及び医師の判断で必要と認められた眼科的検査、筋骨格系に関する他覚的検査を行う。

(4) 健診項目

		一次健診においては、以下の項目について、調査票を吹田市が作成する。(別紙 2)	
		二次健診においては、以下の項目について、備考をもとに調査票を作成すること。	
		項目	備 考
一 次 健 康 診 断	業務歴	<p>ア 過去の情報機器作業業務歴等がわかること。</p> <p>イ 現在の作業の内容がわかること。</p> <p>ウ 1日の作業時間がわかること。</p>	
	既往歴	<p>ア 情報機器作業による疾病の有無がわかること。</p> <p>イ 情報機器作業による疾病(眼科、頸肩腕・腰痛等の整形外科、精神科等)の治療歴がわかるものであること。</p> <p>ウ 現在も治療中であるかがわかること。</p>	
	自覚症状	<p>ア 情報機器作業による眼疲労を主とする視器に関する症状、頸肩腕部の筋及び腰背部を主とする体軸筋のこり、痛み等の症状、その他の精神神経疲労の有無がわかること。</p> <p>イ 症状の重さや程度がわかること。</p> <p>ウ 症状の継続の有無がわかること。</p> <p>エ 対象者が気になっている症状について、自由記載できる「その他」の項目を設けること。</p>	
二 次 健 康 診 断	問診	<p>ア 産業保健及び、人間工学に精通した技師・看護師等が行うこと。</p> <p>イ 業務歴、既往歴、自覚症状に関する問診票を用いて詳細に問診を行うこと。</p> <p>ウ 自覚症状については、以下の症状の有無と程度を把握すること。</p> <p>a 眼疲労を主とする視器に関する症状</p> <p>b 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状</p> <p>c ストレスに関する症状</p> <p>エ 眼の疲労等に関しては、眼科定期受診及び点眼薬など治療薬の継続的な使用の有無も聴取すること。</p> <p>オ 筋骨格系症状は、検査所見よりも自覚症状が先行することが多いことに留意すること。</p> <p>カ 受診者のプライバシー保護について、十分に配慮すること。</p>	
	眼科学的検査	遠見視力	<p>ア 片目視力、両目視力の両方を測定すること。</p> <p>イ 通常の遠見視力の屈折状態(裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ等)で測定すること。</p> <p>ウ 結果は裸眼視力か矯正視力かがわかるように記載すること。</p> <p>エ 測定単位は小数第1位まで求めること。</p> <p>オ 測定は0.1までとし、0.1未満の場合は「0.1未満」とすること。</p>

近見視力	<p>ア 50cm 又は 30cm 視力を測定すること。</p> <p>イ 片目視力、両目視力の両方を測定すること。</p> <p>ウ 通常の情報機器作業時の屈折状態(裸眼、眼鏡、コンタクトレンズ等)で測定すること。</p> <p>エ 結果は裸眼視力か矯正視力かがわかるように記載すること。</p> <p>オ 測定単位は小数第 1 位まで求めること。</p> <p>カ 測定は 0.1 までとし、0.1 未満の場合は「0.1 未満」とすること。</p>
屈折検査	<p>ア 対象者は、新たに情報機器作業に従事する者のうち、医師の判断で必要と認められた場合は実施すること。</p> <p>イ 裸眼又は眼鏡装用者は、裸眼での屈折状態をオートレフラクトメーターにて測定すること。</p> <p>ウ コンタクトレンズ装用者は、着脱可能な場合は裸眼で、困難な場合はレンズ装用下で測定すること。</p> <p>エ 使用眼鏡の度数測定をレンズメーターで行うこと。コンタクトレンズ装用者は、可能であれば使用レンズの度数を聴取すること。 ただし、上記のイ・ウ・エを健診会場で実施できない場合は、眼科での検査受診を案内すること。その際、眼科受診に必要な書類を作成し、対象者に受診方法等について説明する。</p> <p>オ 問診において、特に異常が認められず、遠見視力、近見視力がいずれも片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼ともに概ね 0.5 以上が保持されている者については、検査を省略できるものとする。</p>
眼位検査・	<p>ア 対象者は、新たに情報機器作業に従事する者で自覚症状により目の疲労を訴える者、又は 40 歳以上で医師の判断で必要と認められた者とする。</p> <p>イ 交代遮蔽試験又は眼位検査付き視力系で斜位の有無を検査すること。</p> <p>ウ 40 歳以上の者は、自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも 0.5 以上が保持されている者については、省略できるものとする。</p>
調節機能検査	<p>ア 対象者は、新たに情報機器作業に従事する者で自覚症状により目の疲労を訴える者、又は 40 歳以上の者とする。</p> <p>イ 通常の情報機器作業を行っている矯正状態での近点距離を測定すること。</p> <p>ウ 40 歳以上の者は、自覚症状の有無の調査において特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも 0.5 以上が保持されている者については、省略できるものとする。</p>
その他、医師が必要と認める検査	<p>ア 判定をする上で、医師が必要と認める検査がある場合は、追加検査を実施すること。</p>

筋骨格系に関する他覚的検査	上肢の運動機能、圧痛点等の検査	<p>ア 対象者は、決められた時間内は自由に席を立てない拘束の強い業務を行う者(電話交換手、消防本部指令情報室等)及び問診において、当該症状に異常の訴えが認められる者。</p> <p>イ 指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛の有無を調べる検査であること。</p> <p>ウ 筋、腱、関節(肩、肘、手首、指等)、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、腫脹等の有無を調べる検査であること。</p> <p>エ 検査時、事故を起こさないように、安全面に注意すること。</p> <p>オ 検査時、受診者が過重な負担を感じていないか注意し、必要時には中止の判断をすること。</p>
	その他医師が必要と認める検査	<p>ア 判定をする上で、医師が必要と認める検査がある場合は、追加検査を実施すること。</p>
診察	医師による診察	<p>ア 対象者は、二次健診の受診者全員とする。</p> <p>イ 産業保健及び人間工学に精通しており、集団健診での診察に熟練した医師であること。</p> <p>ウ 視触診・神経テスト・運動テスト・筋圧痛と筋硬結等の検査、眼科的検査を含め診察を行うこと。</p> <p>エ 受診者に対して、必要な保健指導、作業指導等を行い、専門医への受診が必要であれば、受診勧奨すること。</p> <p>オ 精神的疲労を訴える者については、十分に問診を行い、必要に応じて受診勧奨等を行うこと。</p> <p>カ 職場の環境改善が必要な場合は、市に対して所見を伝えること。</p>

ア 使用する機器材は精度管理されたものであること。

イ 各検査は、検査に慣れており、機器材の使用方法を熟知した者が担当すること。

ウ すべての日程で健診に必要な人員体制を組むこと。また、健診にあたっては、各種検査基準に準じて実施すること。精度を確保できる機器材等を使用し、適宜正しい結果が出る最新の機器材に更新すること。スタッフに対して確実な技法を習得できるよう研修を行うこと。検査の基準値等は必要があれば吹田市の産業医の指示に従うこと。

エ 問診項目の確認にあたっては、パーテーションで囲う等、プライバシーを守れる方法で行なうこと。

オ 混雑緩和のため、調整を行う者を配置し、円滑に健診が行われるように工夫すること。

カ 検査内容によっては、受診者の現在の状態、既往症、年齢等を考慮し実施を中止すること。

(5) 調査票

ア 一次健診実施前に、提供した職員番号、氏名等のデータを印字すること。印字した調査票は所属コード順・職員番号順に並べ、健診実施の1か月前までに納品すること。

イ 一次健診受診票の回収

吹田市が一旦回収した調査票を、直接受け取り又は郵送(受注者の費用負担)で回収すること。

ウ 一次健診実施後、二次健診の対象者が決定したら、職員番号・氏名・所属コード等のデータを印字し、封入封緘して、二次健診実施の1か月前までに納品すること。

(6) 個人結果通知

ア 一次健診

(ア) 吹田市の用意する文書(A4版)がある場合は結果通知書に同封、又は所属、氏名を直接印字すること。

(イ) 個人宛通知は検査後必ず1か月以内に納品すること。

イ 二次健診

(ア) 結果は、別紙5に提示する結果通知書にならう形の結果を作成し、吹田市の指示に従うこと。中身が透けて見えず、所属コード、所属名、職員番号、氏名のみ見えるようにすること。

(イ) 吹田市の用意する文書(A4版)がある場合は結果通知書に同封、又は所属コード、所属名、職員番号、氏名を直接印字すること。

(ウ) 過去の結果を1回分以上表示すること(過去に受診歴がある者に限る。)

(エ) 新しい書式を使用する時は、事前に吹田市担当者に書式を提示し、指示を受けた上で実施の1か月前までに修正を終わらせておくこと。

(オ) 個人宛通知は検査後必ず1か月以内に納品すること。

(7) 吹田市宛結果報告

ア 事業所(吹田市、消防本部)ごとに所属コード順、職員番号順に並べた個人結果一覧表

イ 個人結果通知の控え

ウ 全員分の結果を5年間保存すること。

エ 結果データについては、健診終了後1か月以内に納品すること。1次健診については、「二次健診必要あり」「二次健診必要なし」の判定結果を記載し、自覚症状、疲れぐあい、作業区分等、1次健診調査票の内容をエクセル形式で入力したものを提出すること。2次健診については、別紙4で指定する仕様でCSV形式で提出すること。

(8) 事後指導

ア 健診結果説明会の実施

(ア) 健診終了後、医師による健診結果説明会を吹田市で1回開催する。吹田市の健診結果の推移の説明を含んだ内容とすること。説明会の内容については、吹田市と相談すること。開催料は健診料に含むものとする。

(イ) 必要に応じ、健康診断によって発見された健康障害要因を詳細に分析し、保健指導、作業方法の改善、作業環境改善について、吹田市に対して助言すること。

5 その他

(1) 仕様書の疑義については、吹田市に確認し、その指示に従うこと。なお、細部については吹田市が指示するが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。

(2) 結果報告・請求書を、吹田市と関連機関とで分けること。

(3) 産業医の指示、各種法令等の変更に伴い、実施内容・方法を変更する場合がある。その時は別途協議にて契約内容等の変更に応じること。

別紙 1 吹田市情報機器作業のための労働衛生管理基準における作業区分

別紙 2 一次健診調査票

別紙 3 二次健診項目

別紙 4 データ仕様

別紙 5 結果票

別紙1

情報機器作業の作業区分

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの (全ての者が健診対象)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターで相談対応(その対応録をパソコンに入力) ・モニターによる監視・点検・保守 ・パソコンを用いた校正・編集・デザイン ・プログラミング ・CAD 作業 ・伝票処理 ・テープ起こし(音声の文書化作業) ・データ入力
上記以外のもの (自覚症状を訴える者のみ健診対象)	上記以外の情報機器作業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の作業で4時間未満のもの ・上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの ・文書作成作業 ・経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のものも含む。) ・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のものも含む。) ・経理業務(4時間以上のものも含む。) ・庶務業務(4時間以上のものも含む。) ・情報機器を使用した研究(4時間以上のものも含む。)

注:「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている(又は行う予定の)作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。

別紙 2 情報機器作業 1次健診 調査票

この調査票は、情報機器作業(※裏面参照)健診の2次健診対象者を選びだすためのものです。
太枠内にお答えください。なお、職場で情報機器作業をされない方は調査票の提出は不要です。

職員番号		フリガナ		勤続年数 年
所属		氏名		
性別・年齢	男・女	歳	採用年月日	

1 職場での情報機器作業時間・頻度

1日当たりの情報機器作業時間で当てはまるものに○をつけてください

1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上
-------	------------	------------	------------	-------

当てはまる数字を□の中にご記入ください

1週間当たり 日 情報機器作業歴 年間

2 最近1ヶ月の自覚症状(当てはまる番号に○をつけ、該当しない場合は空白にしてください)

症状	よくある	時々ある	症状	よくある	時々ある	症状	よくある	時々ある
<u>肩 こる、だるい</u>	2	1	<u>腰 だるい</u>	2	1	<u>朝しんどくて起きにくい</u>	2	1
<u>肩 痛い</u>	2	1	<u>腰 痛い</u>	2	1	<u>全身がだるい</u>	2	1
<u>首 こる、だるい</u>	2	1	<u>下肢 だるい</u>	2	1	<u>寝つきが悪い</u>	2	1
<u>首 痛い</u>	2	1	<u>下肢 痛い</u>	2	1	<u>眠りが浅い</u>	2	1
<u>背 だるい</u>	2	1	<u>下肢 しびれる</u>	2	1	<u>なんとなく気がない</u>	2	1
<u>背 痛い</u>	2	1	<u>目 疲れる</u>	2	1	<u>憂うつな気分がする</u>	2	1
<u>腕 だるい</u>	2	1	<u>目 赤くなる、充血</u>	2	1	<u>ちょっとしたことですぐ怒る</u>	2	1
<u>腕 痛い</u>	2	1	<u>目 乾く</u>	2	1	<u>なんとなくイライラする</u>	2	1
<u>腕 しびれる</u>	2	1	<u>視力低下を感じる</u>	2	1			
<u>手指 だるい</u>	2	1	<u>焦点があいにくい</u>	2	1			
<u>手指 痛い</u>	2	1	<u>眼がゴロゴロする</u>	2	1			
<u>手指 しびれる</u>	2	1	<u>頭が痛い</u>	2	1			
<u>手指 動きが悪い</u>	2	1						

裏面もご記入ください

3 最近1ヶ月の疲れぐあい(当てはまる番号に○をつけてください)

- 1 疲れは感じない 2 一晩寝るととれる 3 翌日に残ることが多い 4 一日休んでも取れないことが多い

4 現在治療中、もしくは過去1年間に治療を受けた病気(当てはまる番号に○をつけてください)

- | | | | |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 1 白内障 | 2 緑内障 | 3 角膜炎・角膜の障害 | 4 網膜剥離 |
| 5 飛蚊症 | 6 眼底出血 | 7 アレルギー性結膜炎 | 8 眼精疲労 |
| 9 目の怪我 | 10 その他目の病気 | 11 頸肩腕障害 | 12 腰痛症 |
| 13 リウマチ・関節炎 | 14 むちうち症 | 15 胃・十二指腸潰瘍 | 16 その他胃腸の病気 |
| 17 皮膚の病気 | 18 心臓病 | 19 高血圧症 | 20 貧血 |
| 21 腎臓病 | 22 膀胱炎 | 23 糖尿病 | 24 甲状腺の病気 |
| 25 肝臓病 | 26 神経科の病気 | 27 婦人科の病気 | 28 大きな怪我 |
| 29 その他() | | | |

※本市における情報機器作業とは、パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業をいう。

<提出方法>
 調査票の内容が見えないように封筒に入れ、各所属ごとでまとめて、提出先に提出してください。プライバシー保護のため、個人的に各提出先に提出していただいても結構です。
 ● OCRで読み込むため、小さく折ったり、テープやのり等でとめないでください。
 提出期限 月 日() **期限厳守**

判定(ここには記入しないでください) 2次健診 あり なし

別紙 3

情報機器作業 二次健診 項目

- 1 業務歴の調査
- 2 既往歴の調査
- 3 自覚症状の有無
 - (1) 眼疲労を主とする視器に関する症状
 - (2) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
 - (3) ストレスに関する症状
- 4 眼科学的検査
 - (1) 視力検査
 - ア 遠見視力の検査
 - イ 近見視力の検査
 - (2) 屈折検査
 - (3) 眼位検査
 - (4) 調節検査
 - (5) その他医師が必要と認める検査
- 5 筋骨格系に関する検査
 - (1) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査
 - (2) その他医師が必要と認める検査
- 6 医師による診察

※ 健診項目、医師の判断により省略できる検査項目については、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(厚生労働省)に従うこと。

※ 項目の詳細については、4 健康診断の実施方法について(4)健診項目にならったものであれば、独自の様式を使用して差し支えない。

別紙 4

健診データレイアウト(情報機器作業健診)

- 媒体 : CD
 形式 : MS-DOS TXT FILE CSV 形式
 提供健診データ : 情報機器作業健診
 種類 : 日付ごとのファイル
 健診データ : 1)日付タイプの統一 → 受診年月日は YYYYMMDD(西暦)
 2)健診時年齢追加
 3)本庁部局-1・水道部局-2・消防部局-3 のコードで。
 4)所属名はコードで。
 5)所見・判定などは基本的に全てコードデータ。
 6)新たにコードが変更になった場合、紙またはCDで提供する。

媒体:	CD
形式:	MS-DOS TXTFILE CSV 形式
名称:	検 6_情報機器作業従事者健診 R8 年度_NNNN 人
所見等:	所見の名称(文字タイプ)判定などはコードデータで
ルール	*1レコードに項目名称を追加する

No	システムNo	項目名称	最大	小数点	内容	データ内容	備考
1	1	職員番号	9		人事室から提供したNoと同一にする	00009999	取り込まない
2	2	漢字氏名	20		外字なし(名前と名字の間は全角スペース)	吹田 太郎	〃
3	3	カタカナ氏名	15		半角カナ(名前と名字の間は全角スペース)	スイトウ	〃
4	4	性別	1		1:男 2:女	1、2	〃
5	5	生年月日	8		YYYYMMDD	20000401	〃
6	6	係所属コード					〃
7	7	所属コード					〃
8	8	所属名称					〃
9	1205	受診日	8	日付	YYYYMMDD		
10	1206	受診No	5	文字			
11	1207	頸肩腕判定	1	コード	1:A異常なし、2:B1軽度異常、B2蓄積疲労、3:B3要医療管理、4:要治療	A、B1、B2、B3、C	
12	1208	眼科判定	1	コード	1:異常なし、2-A:軽度異常、2-B:経過観察 3:要精密検査	1、2-A、2-B、3	
13	1209	総合判定	1	コード	A、B、C		

別紙 5

情報機器作業従事者 健康診断結果

〒 (060010030) (670011100)

吹田市役所

氏名 _____ 性別 _____ 個人 No. 0000005877
 生年月日 _____ 年 月 日 年齢 _____ 受診 No. 100
 採用年月日 _____ 年 月 日 勤続 _____ 職種名 _____

今回健診日 2013年10月8日 前回健診日 1998年9月8日 前回受診 No. 290

利き腕 右腕

身体計測		
身長 (cm)	174.8	174.8
体重 (kg)	86.8	64.4
標準体重 (kg)	67.2	67.2
B M I	28.4	

つまみ力 kg		
右	I-II指	6.4 / 4.2
	I-III指	5.6 / 3.1
左	I-II指	4.5 / 3.6
	I-III指	4.0 / 4.1

タッピング(III指) 回数		
右	0~10秒	55 / 38
	10~20秒	47 / 37
	20~30秒	38 / 34
	合計	140 / 109
左	0~10秒	43 / 35
	10~20秒	41 / 32
	20~30秒	29 / 32
	合計	113 / 99

握力 (5回法) kg		
右	最大	42 / 34
	最小	35 / 31
左	最大	38 / 33
	最小	30 / 27

肩腕力 kg		
押し力	43	45
引き力	31	35

背筋力 kg	115	130
--------	-----	-----

立位体前屈 cm	-09	-2
----------	-----	----

色覚

視力		
遠方	右	(1.2) (0.4)
	左	(1.0) (0.9)
5m	両眼	(1.2) (1.0)
	右	0.9 (1.5)
近方	左	0.9 (1.2)
	両眼	(1.0) (1.2)

乱視		
右	(-)	矯正(-)
左	(+)	矯正(-)

立体視(ステレオテスト)	9/良好	9/良好
--------------	------	------

斜位		
外斜位		外斜位

調節機能		
近点 cm	矯正18.5	7.9
遠点 m		0.3
調節時間 近点 秒		1.6
遠点 秒		1.7

血圧 経過観察		
最高 (mmHg)	138	121
最低 (mmHg)	81	64

尿一般検査		
蛋白		(-)
糖		(-)
ウロビリノーゲン		(正)
潜血		(-)

総合判定 A:異常なし B:要注意 C:要管理

B:要注意
 少し異常がありますが、特に仕事の制限は必要ありません。しかし眼や体の疲れをとる工夫をし、経過をみる必要があります。

頸肩腕障害判定結果 a:異常なし b:要注意・軽度疲労状態 b2:要注意・普通疲労状態 b3:要医学管理 c:要治療

B1:要注意・軽度疲労状態
 自覚症状や筋肉の状態に疲れの影響が少しみられます。仕事や生活面で特に制限は必要ありませんが、筋肉と全身の疲れをためこまない注意が必要です。ストレッチ体操の他無理をしないよう注意しながらスポーツもやってください。

眼科判定結果
 ▽治療中の眼の病気

▽視機能検査結果 1.異常なし 2.軽度異常・経過観察 3.要精密検査

2. 軽度異常・経過観察 (B)
 右目視力:遠方、近方とも矯正状態は適正。
 左目視力:遠方、近方とも矯正状態は適正。
 両目視力:遠方、近方とも矯正状態は適正。
 視機能検査の結果次の異常が認められましたが、そのまま様子をみてください。ただし目の疲れが大きい時は眼科に相談してください。
 左眼乱視、外斜位

あなたの場合以下の点についても気をつけて下さい。

- ・入浴後や起床時などのストレッチ体操を日課にしてください。
- ・仕事の合間にも短時間のストレッチ体操を行ってください。
- ・朝食は健康に働き続ける上で重要です。必ず食べてください。
- ・ぬるめの風呂でゆっくり温まってください。夏でもシャワーより湯船で。
- ・遅くとも12時には寝るようにしてください。
- ・疲労回復のため睡眠時間は最低7時間はとるようにしてください。
- ・寝付きの悪さや睡眠の浅さが苦痛になるようなら医師に相談してください。
- ・減量が必要です。運動量を増やし、食事では脂肪、糖質を減らしましょう。